

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会  
第15回社会資本メンテナンス戦略小委員会（第2期第6回）

平成26年10月29日

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 定刻となりました。ただ今より、第15回社会資本メンテナンス戦略小委員会第2期第6回目の開催をいたします。本日の進行を務めさせていただきます、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長の山内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。

本日は冒頭カメラ撮りがございますので、冒頭カメラ撮りを希望された報道関係者の方々はご撮影をください。

本日の委員会の出席状況について、17名の委員中、ただ今9名の方が出席されておりました。中込委員と井手委員におかれましては、到着が遅れておられます。総数の過半数を満たしておりますので、社会資本整備審議会令第9条第3項及び交通政策審議会令第8条第3項に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

本日の参加者のご紹介につきましては、お手元の配席表にて代えさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして技監より一言ご挨拶を申し上げます。

【徳山技監】 大変お世話になっております。お忙しい中を本日もお集まりいただき、感謝を申し上げます。

10月の末、大変涼しいシーズンになってまいりましたですけれども、私どもにとりましては非常にホットなシーズンに入ろうとしております。11月、予算もいよいよ一番の議論になってまいります。経済財政諮問会議の議論も大詰めでございますし、まち・ひと・しごと創生という今年は新しいテーマの議論もいよいよ佳境に入ってくるというタイミングでございます。

臨時国会の方でも、本日から土砂災害防止法の委員会での審議が始まっているということで、防災・減災についても、今年これだけの災害が頻発する中で、新しい枠組みを考えようということが動いておるわけでございます。

そして、この委員会、メンテナンスにつきましては、もう既にいろいろな義務付け等が今年度からスタートしているわけでございまして、それと並行していろんな議論をお願いしているわけでございます。

これまでワンツースリーと進んでまいりました。1つ目の、既に8月に緊急提言をいただきました、民間資格の登録制度の件につきましては、後ほどご説明申し上げることになると思いますが、10月21日からパブリックコメントを開始したところでございまして、来年度からの活用を目指して、その後、作業を進めております。

そして、2つ目の、これまで数回議論をいただきました、地方公共団体等の支援方策の

件につきましては、これまでのご議論を踏まえて提言案を今回は提出させていただいております。大詰めのご議論をいただきたいと思っております。

そして、3つ目は、さらに次のテーマといたしまして、維持管理・更新に係る情報の共有化と見える化というテーマがございました。これにつきましてペーパーを用意しております。今日から議論をスタートさせていただきたいと、このように思っております。

盛りだくさんながら順次このように進めさせていただいたことに改めて御礼を申し上げますとともに、本日も非常に実りのある議論をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【事務局 山内公共事業企画調整課長】** さて、議事に入ります前に、当委員会の会議及び議事録の公開についての確認をさせていただきます。

本日の議事は、維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策について、並びに維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化でございます。議事につきましては、審議会運営規則に基づき公開することといたしますので、ご承知おきくださいますようお願いを申し上げます。

冒頭カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思っておりますので、報道関係者の方々はご着席をお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております資料のご確認をお願いいたします。議事次第、名簿、配席表、それと資料1、2、3、それと参考資料の1、2、3、4でございます。資料に不備等ございましたら事務局にお申し付けをください。

それでは、議事に移らせていただきます。家田委員長に議事の進行をお願いいたします。

**【家田委員長】** それじゃあ、始めさせていただきます。だいぶ涼しくはなったのですが、私はあまり暑がりです。ネクタイもしてないし上着も着なくて大変失礼いたします。

それじゃあ早速議事に入りますが、先ほど技監からも話がありましたように、2つございます。1つが地方公共団体、有り体に言えば市町村のメンテナンスに関わる体制、組織、そういったものの話。もう1つが見える化、共有化ですが、特に1個目の話題につきましては、前回、大変ディープにご議論いただきまして、その後いただいたご意見も踏まえながら、事務局で修正作業をしていただいたわけでございます。

それから、これから説明いただきますけれども、タイトルにつきましても、事前にちょっと事務局と相談いたしまして、案として、「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」ということで仮案を付けさせていただいております。特に市町村におけるというところを強調しないと誰のためかあんまりよくわからないということもありますし、過激なタイトルを付けるというのが割合私は好む方なのですが、あまりこれがエスカレートしていきますとだんだん破綻してしまいそうなので、今回はぐっと品良く、目指してくらいにしておりますけれども、もうちょっと辛口が大好きでしたら、どうぞ変えていただけたらと思っております。

そんなようなところでいじくってございますが、それじゃあまとめてまず今の市町村におけるということにつきまして、幾つか資料がありますので、まとめてご説明いただいて、それから議論というふうにしたいと思います。お願いいたします。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 総合政策局の事業総括調整官の佐藤でございます。それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料1の最後のページでございますが、いろいろ委員の方々には日程の確保についてご協力いただき、ありがとうございます。少し今後の道筋だけ最初にご紹介させていただいてから具体的の中身の方にいきたいと思いますが、今回、地方公共団体の支援方策について、パブリックコメント案の審議をいただきます。この後、情報の見える化につきまして、今日を含めて3回ご議論いただきまして、年末から年明けにかけてパブコメをさせていただきますまして、1月の委員会で提言案の最後のご審議をいただくようなスケジュールで2つのテーマについては進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、全体の資料でございますが、資料2の方が提言案としてまとめさせていただいております。主にこの資料2の方を使って説明をさせていただきます。適宜、参考の2の方でこの提言に付ける形の参考資料の方、整理しておりますので、適宜こちらの方も触れながら進めさせていただきます。

それでは、タイトルですけども、先ほど委員長からお話があったとおり、「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」という形で仮に置かせていただいておりますので、またこちらの方をご議論いただければと思います。

それで、めくっていただきまして、目次の構成でございます。基本的には前回ご議論いただきました骨子と同じような形にしておりますけども、具体的な施策として、市町村の体制強化、都道府県による技術的支援という形にさせていただいております。

それでは、中身の方でございますが、1ページ目でございます。1ページ目のはじめにつきましては、今までの経緯の方をざっと述べさせていただいておりますので、その辺は簡単にご紹介させていただきますが、第2期といたしまして資格制度の確立、2つ目といたしまして地方公共団体の支援、3つ目といたしまして情報の共有化、見える化、4つ目で国際化という4テーマのうち、今回は2つ目のテーマである地方公共団体の方策について検討を行ったという形で20行目辺りにまとめさせていただいております。

特に今回の提言でございますけれども、23行目から、「その対象を特に人員、技術力に課題が多い市町村と想定して審議し、以下の3点について今後の方向性と実施すべき具体的施策についてとりまとめた。」ということで、議論した中身でございますけれども、今後の基本的方向及び各主体の役割、2つ目、市町村の体制の強化、3つ目、国・都道府県等における技術的支援という中身でまとめております。

最後、32行目ですけども、今回、市町村を主に対象としたものですけども、それ以外分野、例えば国と都道府県の関係などにおいても、その考え方は参考になるという形で

はじめにを記述させていただいてございます。

1 ページをめくりますと、2 ページ、3 ページ目主に市町村を取り巻く現状と課題ということでございます。まず、(1) 現状でございますが、地方公共団体が管理する施設が非常に多いという形で、道路と下水を対象に、道路については市町村がだいたい7割を管理しているということ、さらにそのうち建設後50年以上経過する施設の割合が道路橋についてはこの20年間で18%から67%、約50%増えること、下水道の管きょについても、2%から24%に約22%増えるということを記述させて現状を述べた上で、一方、各分野での取組として、道路や港湾において、法律の改正が行われ、国が道路につきましては、道路橋とトンネルにつきましては、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことが規定されたということ、さらには港湾法においても、同様に一定の基準に沿って定期的に点検を実施すべきことが新たに規定されたことが記述させていただいております。

ここ、前段部分で道路、下水が来て、下が道路、港湾となっておりますけれども、下水道についても、今、新しい時代の下水道政策はいかにあるべきかという諮問が小委員会で作られておまして、12月にまとまる予定ですので、その動きも踏まえて、下水道についてもその時点でここには追記をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、(2) ですけども、この市町村の維持管理を実施する上での課題といたしまして、主に財政、人員、技術面の3つの観点から述べさせていただいております。まず、財政面ですけども、まず市町村の土木費の支出割合ですけども、参考資料の方の2の3ページの方に少しグラフは載せていただいておりますが、約11.5兆円あったものがこの20年間で6.1兆円、約半減しているという形で、継続的に減少しているという状況にあること。

また、人員面については、そちらの右のグラフでございますけれども、平成8年をピークとして、17年間で約30万人、20%減少しているという形で、社会資本の維持管理業務を担当する職員の数が、今、特に市町村で少なくなっておるといようなことを述べさせていただいております。

また、技術面につきましても、巡視・点検ができてない例ですとか、また、かなり点検している場合であってもマニュアルに基づいていない例があるという形で、全般的に施設管理、全ての管理施設を点検実施できていない現状が指摘されているとしてございます。

加えて、市町村の方の懸念事項については、予算、職員の不足している割合が6~7割。また、7割程度の市町村が技術力について懸念している状況にあるという形で、この厳しい財政制約下において、人員・技術力が不足している市町村にとって、適格な維持管理の実施が困難状況となっており、社会資本の管理責任を果たせない懸念があるというふうにまとめさせていただいております。

これを踏まえまして、3ページの真ん中から2ですけども、今後行うべき支援の考え方といたしまして、これまでの支援の取組と今後の基本的な方向性とまとめさせていただ

ております。これまでの支援の取組ですけれども、国交省では平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置付け、市町村への支援も含め様々な取組を行ってきたとし、具体的には、平成26年前半を中心に多くのマニュアルが整備されておりますけれども、各個別事業にあたるマニュアルの整備や、また、実務的な研修については、5年間で約6,500人の研修を予定しておりますけれども、そういった研修の強化・充実に努めていること、さらにインフラのモニタリング技術やロボット技術の開発・導入の促進を進めていることなどの順次の対応を行っていることを記述させていただきました。

それで、今後の基本的な方向性でございまして、今後老朽化する施設が一層増大するとともに、ページをめくっていただきまして4ページ目でございますが、老朽化施設が破壊に至るような自体の増加も想定され、部分的な修繕のみでは対応できなくなることも想定されるとし、これまでの制度や体制では安全性を確保し続けることが困難な局面も想定されるとし、これまでの制度や体制では安全性を確保し続けることが困難な局面も想定されるとし、市町村が施設管理者として責務を果たすことができるよう、市町村自らの体制の強化を図るとともに、なお不足する部分について、国・都道府県等による技術的支援体制の構築が必要とさせていただきます。

資料1の方に前回いただきました主なご意見の方をまとめさせていただいておりますけれども、まず意見ナンバー2ですけれども、国以外の主体が想定される時には等を入れた方がいいという形でご意見いただいております、今回も国・都道府県等の等という形で、複数考えられる場合には等の方を追記させていただいております。

次に、各主体の役割といたしまして、国、都道府県、市町村、民間事業者、大学等の研究機関の役割をまとめさせていただいております。国等の役割ですけれども、法律を所管し、各基準類の整備や、ストックマネジメントの促進に向けた制度構築などを行う所管者としての役割と、さらに自ら施設管理を行い、全国の事象に精通し、かつ専門の研究機関を持ち、高度な技術や豊富な経験を有する管理者としての役割を国は有しているとし、国は的確に維持管理が行われる制度構築や、都道府県では対応が困難な技術的支援策を講ずべきとしています。

なお、前回意見4でいただきましたように、国自らの技術力の維持、向上にも努めるべきということを書かせていただいております。

都道府県の役割ですけれども、都道府県は市町村を包括する地方公共団体であり、市町村に対して指導的な役割を担っているとし、管理者として有する技術を持った技術的支援に加え、市町村に対する相談窓口としての役割や、共同処理体制を構築する場合における技術的アドバイス、調整を行うことが期待されるとしております。

前回意見の中の5番ですけれども、国と連携とか書いておったのですけれども、より都道府県の役割が見えるように、都道府県を中心に文章の方を書き直させていただいております。

また、前回なかった記述ですけれども、都道府県に設置されている建設技術センター等、これは財団法人であったり、NPO法人であったり、いろんな形態がございまして、建設技術に関する市町村への相談・支援の役割を担っているところもあるという形で記述

をさせていただきました。

次いで、市町村の役割でございますが、市町村は、多くの社会資本を管理する主体としての責務を有することはいうまでもなく、単独でそれを行う構築が困難な場合であっても、自ら持続的に維持管理を実施できる体制を構築しなければならないとし、各主体から適切な支援を受けた場合においても、管理者としての責務を有しているということを書かせていただいております。

次に、民間事業者の役割でございますが、民間事業者につきましては、維持管理について、その対象事業者が増大するとともに、従来以上に大規模もしくは高度な技術力が必要となる修繕が増大することが予想されるということから、維持管理の効率化・高度化のための先進的な技術開発に取り組む役割も重要となり、さらに今後、地場の企業から広域・大型・開発力のある全国規模の企業まで、維持管理に軸足を置いた建設産業の活性化が期待されるとしております。

これは意見ナンバーで言うと6番でございますけれども、地場性や広域性といったキーワードを入れるべきということで、このようなキーワードを入れさせていただいております。

それと、前回は学識者の役割と整理をさせていただきましたが、ここまでどちらかという機関の役割になっておりますので、ここも大学等研究機関の役割と直させていただきます。大学等研究機関の役割でございますけれども、技術・制度の研究を通じ、国や県などの各主体と協力して維持管理の効率化・高度化に貢献することが期待されるという形で、意見ナンバー7でございますけれども、そういう記述を踏まえた記述をさせていただいております。

ここまですべて基本的な考え方を述べさせていただいております。3.におきまして、具体的施策といたしまして、大きく市町村の体制強化と、9ページ以降になりますけれども、国や都道府県による技術的支援という形で書かせていただいております。

まず、市町村の体制強化でございますけれども、市町村は、施設の管理者として、責任をもって自ら持続的に維持管理を実施する組織体制を計画的に構築していく必要があるとしてございますが、一方、かつ困難なことも想定されることから、3つの手法をここで提案してございます。1つ目は近隣の市町村と共同して処理することのメリットの追求、2つ目は民間技術者等の直接的な活用による人員と技術の確保、3番目が効果的な外部委託の活用で、それぞれいろんな市町村の置かれた状況もございまして、それぞれの状況に応じた適切な手法の採用が期待されるという形でまとめさせていただいております。

ここから各個別項目につきまして具体的な措置を述べるわけなのですが、構成といたしまして、まず背景と考え方を整理いたしまして、その後、具体的な取組の方をまとめるという形にさせていただいております。

まず、1つ目といたしまして共同処理体制の促進でございます。これにつきましては、最初のパラグラフで今までの一部事務組合、協議会の共同処理の制度について、いろんな

指摘がある一方、しかし、こういう制度の活用例が下水道分野以外ではほとんど見られてこないということ。2つ目のパラグラフで、こういう課題に対しまして、今年6月に地方自治法が改正され、課題となっておりました管理者の権限がほかの他者に移るということについて、そのまま当該市町村に残しつつ、迅速な意思決定ができないという批判に対して、合議体によらず協約などにより弾力的に共同処理ができる新たな制度といたしまして、連携協約、事務の代替執行が設けられたことを書いてございます。

さらに、国交省の道路分野の取組として、道路メンテナンス会議において、都道府県等による市町村の点検業務の地域一括発注が行われつつあるということを述べさせていただいた上で、市町村同士の共同事務処理の体制につきまして、新たに設けられた制度も活用し、他の市町村と連携して事務を処理することについても検討する必要があるという形で背景と考え方を述べさせていただいております。

今後の取組といたしまして、まず共同処理のマスマリットを活かした効率性の追求のために、従来、点検業務につきまして地域一括発注ということが行われつつありますけども、さらに診断や修繕工事などについても地域一括発注などの共同処理の取組を推進し、全国に普及させるよう推進策を講じるべきだというふうにしてございます。

また、都道府県おきましては、技術的アドバイスや調整や必要に応じて地方自治法に基づく勧告を行う等、指導的な役割を担うことが期待されるということ。さらには、各地方で作られております連絡会議などを活用し、これまでの市町村合併の経緯も踏まえつつ、調整することも有効と考えられるとしております。

なお、前回のご意見で、広域合併したところについては、共同処理の在り方について考えるべきという意見もあり、ここでは市町村の合併の経緯も踏まえつつという記述を入れさせていただいております。

また、市町村の技術力に差異がある場合には、以下に述べる技術者の派遣などにより支援を行うなど地域の実情に配慮すべきであるという形で、中心的な市町村などに過度な負担が生じないよう配慮すべきことを記載させていただいております。

引き続きまして7ページ目でございますが、技術者派遣の仕組みの構築でございます。こちらにつきましては、背景と考え方で、最初のパラグラフで、市町村の方で技術者が不足しておる中で、なかなか技術者を取ってくるということと、仮に技術者を新たに雇用したとしても育成に時間がかかる等の理由により、人員・技術力の確保が困難なことも想定されるとしております。

このため、民間企業等で活躍する維持管理に精通した技術者を活用することが現実的な対応策として、さらに経験豊富な技術者から技術移転を図ることも検討することも有効であるという形でしております。

これは意見ナンバー言いますと10番のところ、少し幅広に技術者の定義を置き直しているということでございます。

あと、意見ナンバー13番で、「派遣」の位置付けを明確にすべきという意見がございま

すけども、この技術者派遣の仕組みにあたっては、市町村長の指揮に入って、市町村長の責任のもと、維持管理に係る市町村の事務を担うことが担保されることが必要であるとしてございます。

今後の取組でございますけども、現在パブコメを進めております資格制度の活用につきまして、さらなる拡充を、提言を求めていますけども、こういう資格制度の活用を含めた検討が必要であるということを第1パラグラフで述べさせていただいて、第2パラグラフ以降ですけども、一般的にこういう技術者は弁護士みたいに個人で活動するというよりは民間企業に属していることが多いということもあって、市町村は技術者の派遣を活用する際には、民間企業に派遣を要請し、選定された民間企業と派遣契約を結ぶ手続きが想定されるということです。

その際、技術者本人や技術者の属する民間企業の技術レベルを評価し、比較する必要がありますけども、市町村にとってはそのような企業選定が過度な事務負担というおそれがあることから、資格だけではわからない当該技術者の経験などが明確になる制度が必要であるということで、まず1つ目といたしまして、下から2行目ですけども、技術者の保有資格、経験等が明らかになるような技術者の登録制度を構築すべきであるというふうに書いております。

さらに、技術者だけでなく派遣元となる民間企業についても、あらかじめ技術レベルですとか経営の安定性などを評価・認証することにより、市町村による民間企業の選定に資する仕組みを構築し、円滑な派遣が行われるようする必要があるので書いてございます。

これは前回の意見で言うと11番と主な12番に対応した対応というふうに考えてございます。

また、さらに財政状況につきまして、市町村へ国から経費を派遣するようなことも重要であるとしてございます。

続きまして、市町村支援の3つ目でございますけども、包括的委託の活用についてでございます。背景と考え方とございますけども、いわゆる判断ですとか公権力の行使を伴う、他者に代替させることができない事務がある一方、資料作成のような代替させる可能な事務については外部委託を行うことで施設管理者の人員の技術力を補うことが可能であるとしてございます。

さらに、一括して複数年契約し、さらに要求される水準を、性能規定ですけども、性能水準を定めた上で、これを達成するための業務運営については受注者の創意に委ねる「包括的性能発注」という仕組みもございます。これらの活用により、民間のノウハウの活用により、コストの縮減ですとかそういう拡大が期待されるわけですけども、こういう包括的民間委託につきましては、下水処理場で多く導入されている事例はあるほか、市町村が管理する道路で試行的に実施されている例もあり、必要に応じ活用を図ることが望まれるとしてございます。



今後の取組でございますけれども、まず市町村における人員・技術力の不足を補うため、発注、監督、検査の各段階において従来行政が担ってきた事務の一部についても、民間の技術力を活用すべきであるとし、これに応じた資格等の適切に評価できるような仕組みを検討すべきであるという形でさせていただいております。

さらに、先ほど言った包括委託ですけれども、例えば異業種間の技術交流が促進されるように、点検から修繕までを一貫して包括的に委託することや、次のページでございますが、さらに道路と上下水道のような業務を併せて一体的に点検業務を行うような異分野包括的委託の導入が考えられ、このような包括委託を推進する必要があるとしてございます。

また、その際には、行政が判断すべきことについては、きちっと行政が担う仕組みが必要であるとし、これは意見ナンバーで言うと14番に相当した部分を書かせていただいております。

このため、国はこのような包括的委託が進むようにいろんな仕組みを設けるべきということ最後のパラグラフに書かせていただいておりますが、前回、意見ナンバー15番でございますけれども、ミスが生じた場合のリスク管理が必要という形でご意見いただいております。まして、瑕疵による損害を保証する環境の整備という形で書かせていただいております。

なお、事務局で調べましたところ、民間保険会社の方では、例えば修繕工事に不具合があり、コンクリート片が剥落し通行人が負傷した場合などについての商品はあるという形で、こういうものの商品の適用範囲が広がるようなことを今後環境整備として行うのではないかと考えております。

ここまですべて市町村の体制の強化についてでございます。

引き続きまして、国や都道府県により技術的支援の枠組みといたしまして、3つでございますけれども、技術的アドバイスの仕組みの構築と、さらに国等による代行の構築、さらに緊急的な対応の構築という形で3つに分けて都道府県の技術的支援を行うということを考えております。

1番目のアドバイスと2番目の代行の違いですけれども、アドバイスはあくまでも権限、責任はその施設管理者がいる市町村にありますけれども、代行については、代行を行った範囲で代行者の方に権限と責任を有するという違いがございます。

冒頭の部分でありますけれども、まず適切な技術的アドバイスを受けたとしても市町村による対応が困難な場合は国や都道府県が市町村に代わって点検などを行う必要があるという形で、あくまでもアドバイスを行って、できない場合に代行に行くという手順を書かせていただいております。

それで、アドバイスの仕組みの構築の方でございますけれども、背景と考え方でございますが、まず道路分野については、メンテナンス会議において、例えばいろんな研修・基準類の説明会の調整ですとか、優先的な順位の考え方についての確認を行うとともに、国が直接調査し技術的助言を行う仕組みの直轄診断の試行を始めていますと。

あと、下水道分野においては、ストックマネジメント手法でそういう考え方を示すこと

により、所管事業全体のマネジメントを進めているところでありますけれども、最後の段落でございますが、メンテナンスサイクルの取組が進み、施設の老朽化も急激に進行する中、市町村では技術的に対応が困難な維持管理が顕在化し、増加すると見込まれる中、国や都道府県が体系的に技術的アドバイスする仕組みが必要としています。なお、技術的アドバイスを受けたとしても施設管理者としての最終的な責任を市町村であるということを明記させていただいております。

今後の取組でございますけれども、上から3行につきましては、まず国は社会的重要な1つの都道府県で蓄積される技術では対応が困難なものについては国が限定的に対応し、それ以外は都道府県で対応すべきという形で、水平分業の考えについて書かせていただいております。

また、以降では、同様の市町村や都道府県が同様の技術を有している場合については、ほかの市町村、都道府県が対応することも考えられるという形で、こちらは水辺分業の考え方を書かせていただいて、それぞれ市町村に対する技術的アドバイスについてはきちっと現地でルール化を図るべきとしてございます。

また、国が直接的な管理を行ってない分野、これは直接的には下水道等の分野ですけども、所管団体や民間企業の活用も含めて体制の強化の仕組みを構築すべきであるとしてございます。

また、今後このようなアドバイスの要請が増大し、全国の維持管理に関する事例やデータが増えますので、これを蓄積するものとして、通常業務を行いながらではなく専門的にこれを行う専門組織を構築すべきとさせていただいております。

引き続きまして、代行の方でございます。代行の方の背景と考え方でございますが、代行につきましては、道路の分野において、修繕工事の実施体制につきまして、現在、制度を設けられているところでございます。

また、市町村に対して技術的アドバイスを受けても市町村が対応できない場合には、都道府県の責任のもと行われる事務の委託や国の責任のもと行われる代行を活用すべきとしておりまして、現在、道路以外の分野では、個別法において維持管理に係る代行の定めがないわけでございますけれども、これらの制度拡充が望まれるとし、今後の取組といたしまして、それぞれの個別法を踏まえ、修繕のみならず点検から修繕工事に至るまで一貫できる仕組みを構築すべきとし、さらに下水道事業団等においても同様の仕組みが構築すべきであるとしてございます。

最後でございますけれども、緊急的な対応制度の構築でございます。背景といたしまして、大規模自然災害時の事例として、国交省の方では今、TEC-FORCEを各被災自治体の方に派遣し、技術的支援を行ってございますけれども、老朽化が原因で同様に施設事故が起るケースが想定されることですから、これにつきましても応急的な復旧の支援、技術的対応などを行える支援を構築する必要があるとし、今後の取組といたしまして、大規模な事故の発生時などについて、国が緊急調査や応急的対応について技術的な支援を行える

よう、組織や財源等の必要な制度の構築をすべきとしてございます。さらに、市町村と国との間で事前に協定を結ぶなどの円滑な対応を行えるよう準備すべきとさせていただいてございます。

終わりにですが、これらの施策につきまして、国交省といたしまして、工程表を作成し、かつフォローアップを行いつつ、着実に支援を実行すべきとさせていただいてございます。説明は以上でございます。

【家田委員長】 ご苦勞様でした。それでは、ただ今の資料2を中心に審議をしていただきたいと思ひます。途中でも出ましたけど、資料1の前半部分には前回に委員の皆様から出していただいたご意見と、それをどんなふうに対応したかというのが出ておりますので、特にどなたの発言とは書いてないのですが、思い出していただいて、ご自分の部分について、適切に反映されているのか、あるいはほかにお気付きの点があったら、どうか忌憚のないところを言っていただきたいと思ひます。

スケジュールとしましては、先ほどの資料1の最後にありましたように、本日の修正で一応のパブリックコメント用のプランというふうに、提言という格好にさせていただいて、そしてパブリックコメントを踏まえて、12月ぐらいに最終案になると、こういうスケジュールでございます。

それじゃあ、どこからでも結構です。ご自由にご発言いただきたいと思ひます。いかがでしょうか。じゃあ、福岡先生からお願いします。

【福岡委員】 私は非常によくまとめていただいたなと思っております。ありがとうございました。

それで、1点質問いたします。まず、最初のところ。佐藤調整官のご説明とこの書いてあることが必ずしも対応しないのではないかという思ひ、ご質問します。1ページ目の一番下から2行目です。ここに書いてある、「市町村の人員・技術力が課題となっている社会資本分野を想定したものであるが、それ以外の分野においても、その考え方は参考になるものである」。

この表現はこれで結構だと思うのですが、ご説明の中で、私の聞き間違いでなければ、都道府県等にも問題があるというふう聞こえました。私もずっと委員会で、都道府県の維持管理の問題点を考えておりました。今回は市町村があるんで、市町村についてやるっていうのは問題はないです。

しかし、分野によっては都道府県にもそれなりの課題を抱えていると思ひます。ところが、本文では、市町村で人員・技術力が課題となっている。社会資本分野って書いてあるので、この分野というのが何なのか、いろいろ読めちゃうように思うのですが、もう一度ここを説明していただけますか。

【家田委員長】 ありがとうございます。どうぞ、お願いします。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 少し言葉が足りなかったと思ひます。主に市町村が管理するインフラっていうのは道路ですとか下水道ですとか港湾施設だとか、そういう

のは市町村が管理してございますけども、一方、先生ご承知のとおり、河川については都道府県管理ですので、主に市町村が管理している分野について、今回、提言としてまとめさせていただいておりますけども、技術支援の仕組みですとか幾つかの項目につきましては、例えば国と都道府県の場合にも参考になるという形で、こういうふうにかかせていただいております。

【福岡委員】 もう少しそこははっきりと書いた方がいいのではないですか。これ、そのように読もうとしたら読めますけど、読めないというところもあるのではないのでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。わかりました。

【家田委員長】 もし書くとすると、市町村以外が管理する分野っていう、そういう意味に限定しているのですか。それとも、広く読めば、それ以外の分野という意味は、例えば鉄道というのは民間事業者が管理しているものだし、電力もあるし、それから厚生労働省所管の上水道もあるしとか、いろいろあるのだけど、もし限定して言うことができる、意図がはっきりしているならばはっきりした方がいいですね。いかがでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 例では河川の分野で言いましたけども、いろんな分野、広くこれは応用できるのではないかなというふうに事務局は考えていますね。

【家田委員長】 じゃあ、より広い意味で言っているのですね。じゃあ、都道府県にとどまらないのだ、言いたいのは。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。

【家田委員長】 福岡先生、いかがですか。

【福岡委員】 そうだと思います。

【家田委員長】 よろしいですか。

【福岡委員】 はい。ここを丁寧に書いていただくようお願いします。

【家田委員長】 ありがとうございます。

続けて、どうぞご発言ください。お願いします、横田先生。

【横田委員】 よく読めば理解できるかもしれませんが。ちょっと教えていただきたいのですけど。

4 ページのところの頭の部分ですけれども、まずやるべきことは市町村自らの体制の強化である。なお不足する部分については技術的支援体制の構築が必要ですよということですので、まずやるのは、3の具体的施策の(1)の市町村の体制強化のうちどれかをまず適宜やりなさいと。それでも足りなければ、その次の国・都道府県等による技術的支援に行きなさいと。こういうふうに残りじゃって構わないのですか。

体制の強化で、優れた技術者を派遣していただいて、かつ都道府県からも技術的アドバイスをまたにさらに求め、これも許されるわけです。それで、ちょっとメニューの使い方についてご説明を、追加説明をいただければなと思います。

【家田委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 まず、市町村の方でやはり施設管理者としての責任と

して体制の強化を図るといふのは最優先の事項だといふふうに整理をさせていただいた上で、技術的な支援を求めるともできるとしてあります。

ここは完全に一方が全部終わってから一方というものでもないかなと思っております、先ほどありましたけども、体制の強化を図った上でも都道府県に助言を求めるといふことはあるといふふうに考えております。

【家田委員長】 いかがですか。

【横田委員】 わかりました。そうすると、メニューの使い方としては、具体的施策の中にかかれていふいろいろなメニューと見れば、これ、どれを選ぶかは市町村が自らきちんと自分の内部の状況をよく判断をして、このどれかあるいは複数のものをまずやってみると。加えて、さらに不足な場合は、またその次の2の中からどれかを選ぶ。これ、全部市町村のご判断でいろいろなものを選んでいいと、こいう使い方によろしいのですか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 ただ、代行とかになりますと、代行するかしないかの判断は都道府県なり国の方になったりとかしますので、市町村に言われて全部国が受ける、都道府県が受けるということでもないということになります。

【家田委員長】 相手のある話ですからね。相手はあるのだけでも、初めの一歩といふのは最も責任を持つ、本来の責任を持つところであるところの市町村なのだといふようなことなのでしょうね。

【横田委員】 そうですね。それはそれで正しいと思ひますし、いつまでもおんぶに抱っこでは、いつまで経ってもサステイナブルにいきませんので、やっぱりお金はない、人はないといひながらも、市町村はやっぱり努力をなささいといふようなところが少しあると。もうちょっと強く書かれていてもいいのかなといふ気はしました。以上です。

【家田委員長】 ほかにいかがでしょうか。臼井さん。

【臼井委員】 私、前回お休ましたものですから、読んでいて気付いたことをちょっと。ご説明もお願いしたいのですが、最初の「はじめに」で、31行目が「市町村の人員・技術力」と限定していらっしゃるのですね。ところが、2ページの「的確な維持管理を実施する上での課題」で、「財政面、人員面、技術面での課題が存在する」と書かれております。この後、例えば市町村の体制強化の中で課題解決に3つ挙がっているわけですけど、それは財政面ではなく、どちらかといふと人員面、技術面だけになっているのですね。

課題が3つあるといふので、その課題解決策が後ほど出てくるのかどうか、と思ひて読んでいたのですが、こいう形にはなっていないのです。これは、文言の問題だと思ひますので、例えば市町村の体制強化といふのを、タイトルを変えれば済むのかなと思ひますが。

随所に人員・技術力といふ言葉は出てくるのですが、財政に関してはどこにも出てこないのですね。だったら、あえて入れない方がいいのではないかなと。初めに財政面が来てしまうと、かえって市町村はまずそこを救ってよ、って言いたくなるわけじゃないですか。その辺、どうするのかなと思ひまして、ちょっとご説明いただければと思ひます。

【家田委員長】 いかがでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 財政面につきましてですけども、考え方は一応、施設管理者としての責任はやはり市町村が果たすべきというところでありましてですけども、必要な財政支援についてはきちっと行いましょうという形で、例えば8ページ目の上から5行目ですけども、派遣技術者の経費は国から市町村に対して支援を行うようなことですか、個別のメニューの方で少しくいうことについては財政的な支援が必要ですねということを書かせていただいております。

【白井委員】 私も見たと、派遣技術者の経費に関してだけは書いてあるのですが、市町村がこれを読んだときのことを考えたときに、人手不足、技術力に対しての支援はわかりますが、財政面についてはあまり触れられていない。

ですので、課題のところの財政面という言葉で、何か別の形に変えればいいのかも思ったのです。市町村にとって「お金が足りない」というのが最初に来ますから、相手の身になって読まれたときのことを考えた方がいいのではないかなと思ったわけです。

【家田委員長】 今、議論になっているのは、財政面に関連するような具体的なメニューが書いてあるかどうかのお話じゃなくて、2ページの21行目以下のところの位置づけが、財政面が最初に出てくるのだけでも、だけど後ろに書いてあるのは主として財政面ではないところが主たるメニューになっているというところの整合性ですね。その辺はいかがですか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 少しここの最初の3つの課題の順番の書き方もちょっと検討させていただければと。

【家田委員長】 順番という問題より、銭は付きゃ付くのですよね。だけど、人というのはその辺からかき集めてくればそれでいいっていうものじゃなくて、人の数だけの問題じゃなくて、人のクオリティの問題がある。それから、また人に関係して財政も関係してくるわけですよね。だから、財政と人員と技術というのは相互に独立じゃなくて、相互に実に連携性の高い問題なので、(2)のところではこんなふうに3つあるということは書くのはいいと思うのだよね。

だけど、以下の話の中で、今申し上げたように、簡単には解決し難い人の問題、人員の問題、技術力の問題、そこに今回は注目して、そしてレポートをしていくのだぞ、みたいなふうになんかちょっと補えばいいのではないかと思いますけど。いかがでしょうか。

白井さん、そんなような処理でよろしいですか。

【白井委員】 そうですね。何か一言入れておけば、読む側としてすっきりすると。

【家田委員長】 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。佐々木先生。

【佐々木委員】 佐々木です。

9ページの上から4行目に、包括的委託を行っても行政が判断すべきところは行政が担うこととなることとなるような仕組みとする必要があると。これはとても大切な言葉だと思

うのですが、支援の仕組みを活用して、例えば人がいなくて、技術者をお願いして、さらに包括委託した場合には、どのようにこれを担保するというか、と考えているのかというのをちょっと疑問に思ったので質問させていただければと思います。

【家田委員長】 いかがでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 派遣された技術者につきましては、派遣技術者に書きましたが、市町村長のもとで、市町村長の指揮下のもとで動くというふうに一応整理はさせていただいておりまして、包括委託についても、例えば包括委託された業務の監督だとか検査だとかっていうのにつきましては、派遣された技術者が市町村長の責任のもとで行うということで、最終的には市町村長の方に責任が行くという仕組みになるのではないかなというふうに考えております。

ですので、例えば検査をして、これについて予算を付けるかどうかという判断については、最終的には派遣した技術者さんがその監督者である市町村長に判断を仰ぐものになっていくのではないかなと思います。

【佐々木委員】 要は、もう既に市町村にいらっしゃる方がやはり技術力なり何か力を付けていかないと、何か先ほどお話にあったので、派遣技術者がいらっしゃって、かつ包括した場合でも、実際いらっしゃる方々が高い意識持って、責任持って管理するのだ、みたいな形がないと、何か結局、頼んで、頼んで、ってなってしまうたら、結局、何も良くないのではないかなというのを懸念したのですね。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 文章の中で、施設の最終的な管理責任は市町村にあるというふうに書かせていただいているのですが、何かこの部分でもそれがより強調されるようにもう少し書き換え、追加して書いてみたいと思いますが。

【家田委員長】 ほかにいかがですか。

じゃあ、ちょっと同じ9ページのところで、私からも、もうちょっと強化して書いた方がいいのではないかなと思っていることがあるのですが。2行目から、さらに、というところで、新たな技術開発が進む可能性が出てきたり、異分野包括的委託が出てきたり、いろんな余地があるねということが書いてあるのですが、それを踏まえて、6行目から、「このため、国は、このような」とあって、7行目に、「民間からの提案募集の仕組み」って書いてあるので、ここは強調したいところなのですけどね。

もうちょっと表現を形容詞や副詞を補って、民間のビビッドな知恵を活かした、柔軟でしかも先進的な取組の方法に関する積極的な提案を激しく募集するとかですね。言い過ぎだけど。要するに、ここところがさらっといくより、もうちょっとここを期待したい。

つまり、これは全体が今ちょっと苦しいよね、どっちなかという人数も減っちゃって、ボコボコになっちゃって、何とか0に戻したいっていう感じで言っているのですが、その中では、単に0に戻すだけの話じゃなくて、次の時代に向けて切り開いていくっていう知恵が欲しいし、しかもそれは恐らく日本だけの問題じゃなくて、いろんな国も参考にさせていただけるようなジャパンビジネスモデルになる可能性がある要素なので、それ

は官庁だけで考えていても駄目で、やっぱり民間からのビジネスとしての提案を大いに私としては期待したいので、このところ、臼井さんにもちょっと考えていただいて、激しく提案してくれるようなことを、少し修飾語を入れたらどうかと思うのですけどね。意見です。いかがでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。わかりました。

【家田委員長】 ご検討ください。

ほかにいかがでしょうか。市長さん、どうぞ。

【中込委員】 全般を見まして、最終的には市町村長の責任ということの記述があるのですね。ただ、市町村長の責任でこれは管理者としてやるべきだと私は思っておりますけれども、ただ、それが戦後の市町村長になると、メンテナンスということはなくて建設だけをやってきている。

だから、市町村長としては、最終的には市民にもそういうメンテナンス、これからは国自体の戦略が、国家戦略が、新しいものをコンストラクションして作るのではなくて、それは一部、精査をする中で、財源を作る方じゃなくてメンテナンスに移るのだという、これの徹底がないと、中身については、私はもう言うことなく、これでいいと思うのですけれども、これを実現していく手法。ここに入るかどうか私わかりませんが、まず国はこのメンテナンスの理念を県、市町村に徹底をしていくのだと。都道府県も市長あるいは共同処理体制を作っていくということに関して、その理念を徹底するのだと。

そして、市町村長は市民、国民に対して、これからの考えは建設ではなくて、もう全て十分インフラ整備できているじゃないかと。だから、これに、常に欲はきりがありませんから、どんどん作っていくのではなくて、この辺で止めて、効率的に無駄なものを排してという、それぞれの役割に入るのかどうか知りませんが、そうやって初めてこの国家戦略が、メンテナンス戦略がなってくる。

その辺のところ、責任は最終的には市町村長、私たちが取るわけですがけれども、管理者として。もうそんなことがちょっと何かという感じがトータルして、何かそんな感じがしました。

【家田委員長】 ただ今のご意見、いかがでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 今回、地公体の支援ということで提言をまとめさせていただいているのであれなのですけれども、例えば次議論します情報の見える化で、市長がおっしゃる理念みたいなものを少しちゃんとまとめていくとか、その理念がどう伝わるかというのはちょっと難しい課題だと思いますけれども、またこの中で議論させていただければと思います。

【家田委員長】 市長さん、いかがでしょうか。

【中込委員】 はい。それで次やるのであれば。

【家田委員長】 次の見える化のところ、市民や国民との関係性ってということになるので、大いにそこは関係するところなのですけれども。これ、第2期なのですけど、第1期のレポ



ートの中では、メンテナンスってものが、国はもちろんなのだけど、都道府県も市町村も作るってことだけから、それをどう面倒を見るかというところに考えていかなきゃいけない。しかも、人口減少していく中では、どれもこれもずっと永遠に維持管理するのではなくて取捨選択もしなきゃいけない。そういう、これは辛いことなのだけどやっていかなきゃいけない時代なのだ、みたいなことが書いてあるのですよね。

それで、それと同時に、国土のグランドデザインとか、あるいは社重点とか、いろんな国交省が出しているいろんな文書というか考え方については、市長さんがおっしゃるようなことがまさしくどれも、文言こそ違うけど書かれつつあるなという感じでおりますけどね。

そんなことで、見える化のところでもまたじっくりとご議論させていただくということでよろしいですか、今の点。

【中込委員】 はい。結構です。私、1期出てきてなかったものですから、そんなことで。

【家田委員長】 ぜひ別途ご説明していただけたらと思います。

どうぞ。

【福岡委員】 追加でお願いします。

「終わりに」のところ、私どもが、国土交通省は、って書いて、「工程表を作成し、フォローアップを行いつつ、着実に支援を実行すべき」。これはこれでいいと思うのですが、1つ気になるのは、道路の維持管理が非常に先行していて、それがベースにある。これはこれでいいと思うのですが、途中の文中に、これはやっているのだけど、これはやってないという書き方がいろんなところに出てきます。

例えば道路会議ではこういうことをやっているけど、実は維持や点検については、こういうことでまだ制度化してないとか、こっちは工事、修繕はなるのだよとか、いろんな書き方しています。

私が気になるのは、我々が、国交省に対して言う立場ですから、何かあんまりこれは上手くいっているのだけど、これは今動いているのだけど、ほかもこれやりなさいっていうよりも、今後こういうことで工程表を作って、実効性を高めていくという表現がよいように思います。あんまりこれは動いているのだけど、これは動いてないからこれやろうねっという書き方になっていると、読む者にとってはどういうふうにこれ考えたらいいかというのがわかりづらいところがあるのではないかと思います。

私はこの内容は非常によく書けていると思いますけれども、わかりづらいところがあるのではないかなと思って、意見を述べました。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 今、できているやつはやっぱりできているやつとして、それをどんどん進めていくべきだということの中で書かせていただいております。

ただ、やっぱり進んでいる分野もあれば遅れている分野もありますし、逆に全く手つかずの分野もありますので、ただ、前に進めていきたいと思いますという形でいろんな事例を引き

ながら書かせていただいているのですけども。

【福岡委員】 ないものねだりというのかもわかりませんが、何か錯綜しているように思いました。委員長、その辺どうなのでしょう。

【家田委員長】 あんまりそういう感じはしないのですけどね。つまり、一番助けてもらいたいところからスタートするのは当然だから、一番困っちゃうな、難しいなというのはやっぱり難しい修繕工事ですから、そういうところから代行が入るのはしょうがない、そのとおりだということがあると思っています。

むしろ、「終わりに」のところと言うとすると、よく見てみると2行しかないの、ちょっと寂しいなという感じがしますね。このところに、先ほど臼井さんがおっしゃったり、あるいは市長さんおっしゃったような意味で、ここに書いてあることだけじゃないのだよと。

それはわかっているつもりなのだけど、皆協力してもうちょっと前に進めようねっていう話で言えば、財政面だっていろいろ考えなきゃいけないわけだし、それから市長さんがおっしゃったとおり、市町村が今まで社会資本を見てきた基本理念がとにかく足りない社会資本作るということにうんと力を置かざるを得なかったのだけど、そのところの理念が変わりつつあるということも市民の人たちに理解をいただいていた、あるいは行政そのものが理解するっていう、その点も大事なことだっていうのは改めて言うまでもないことではあるが、ということでもいいのだけど、ここに少し今日出たご意見を包括的に書いておくぐらいのことはあってもいいような感じでしたね。

【中込委員】 市町村長が全責任持つっていう、それはいいのですけども、ここに書いてある。市町村長がその理念を理解しなくちゃ始まんという、私どもが。だから、ここで素晴らしい戦略会議で戦略できても、実際に実行する、責任を持つ市町村長がやるのですよ。自分勝手に今までの作るときの理念じゃなくて、メンテナンスが大事なのだと、そちらに変わっていきましょと。まず、市町村長がっていうことがあるので、「終わりに」のところにもそれも。

【家田委員長】 ちょっと入れておきますか。

【中込委員】 いや。どうか私もよくわかりませんが、そこが変わらないと、今まで将来、今もわかりませんが、次の選挙を考えて、作ることしか考えてない人が、それは極端ですけど、ここに本当にこれから国はメンテナンス、維持、戦略として財源を作るよりもメンテナンスにもお金を流すのですよという、だから、という、何か一応、今、委員長言われるようなことがあれば、次のあれにつながって。だから、見える化をこうしていくとか。どこかに。

【家田委員長】 ありがとうございます。中込さん、大変重要なことをおっしゃっていると思うのですね。これはスタート点がいろいろアンケートを取ってみました。そうしたら、市町村は大変に苦勞している状況であるし、苦勞しているっていうことを認識してないって状況すら考えられる。

それ自身全体が大変だねっていうことになったところからスタートしているのですが、いろんなとちあえず体制の問題に注目してやっているのがこれなのだけでも、実はそれが上手くいくかどうかとも市町村のトップや行政、そしてまた市町村の市民の人たちが十分理解して、次の時代のことを踏まえた支援をしていただかない限り前に行かないことでもんね。そこが根本中の根本であるみたいなことは「終わりに」で入れておく必要がありますね。

【中込委員】 はい。それはぜひ。

【家田委員長】 そうでしょうかね。じゃあ、そんなのをちょっと足すようにしましょう。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。わかりました。

【家田委員長】 ありがとうございます。

ほかには。小澤先生。

【小澤委員】 技術者派遣のところであるとか、包括的委託というキーワードであるとか、民間の方を活用するところについては、より具体的にわかりやすく書き込んでいただいたなというふうに思っています。

それで、ちょっと確認させていただきたいのですが、7ページの下のところ、「技術者の保有資格、経験等を明らかにするための技術者登録制度を構築すべきである」という表現があるのですが、ここで言われている技術者登録制度っていうのがどういうものをイメージされているのか。今までやられてきた、資格を認定して登録するという制度が動いていて、それに加えて新たに技術者登録制度というのをまた別に作るというご提案をされているのか。

もしそうだとすると、たぶん資格の制度の中では、恐らく技術者の経験であるとか、知識だけではなくて経験であるようなものもある程度評価されている資格制度もあるように思うのですが、それに加えて技術者を登録する制度を作るっていうことになる、何か二重に制度が動くようなイメージも持ったのですけども、その辺は、ここで言われているのはどんなものをイメージしていると理解すればいいですか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 まず、第1段階として資格制度がありまして、資格の中には、技術力、経験を加味して出す資格も当然あると思いますけども、ただ、資格を取ったということは事実として残るのですけども、そこから先、市町村長がこの資格がある人というのはわかると思うのですけども、その先、その人がどういう経験があるかというところまではたぶん追えないことになると思います。

そういう意味で、各地域にどういう人材がいて、例えばこの人はこういう資格を持って、かつ今までこういう維持管理に係る業務経験がありますよということまでをリスト化して、一覧性をもって見られるようにしようというのが今回考えている登録制度になります。

その第3ステップとして、さらに企業側の認証制度という形で、資格、人材登録制度、認証という形の3段階という形で事務局としては考えているところです。

【小澤委員】 なるほど。そうすると、これは今回、新しく提案されているというふうに理解していいですね。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。

【小澤委員】 なるほど。さらに、その次の段落で、「民間企業等について、あらかじめ技術レベル」、その技術レベルが意味するところは、技術者の保有する資格と、それから行政実務に関する経験等と書いてあるのですが、民間企業に対してこれを、このレベルを評価すると。それを認定、認証して選定する仕組みを構築すると書かれているのですが、この仕組みも今回、新たに提案されている。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 そうです。

【小澤委員】 なるほど。これもどんなものをイメージしているのかっていうのがちょっと読んだだけではイメージしにくかったですけど。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 参考2の12ページの方に、具体の支援メニューの上の方ですけども、絵の方を載せていただいています。ちょっと簡単な絵ですけども、①が資格で、資格を持つ人を登録して、どちらかという和我々の技術者の方というのは弁護士とかと違って個人個人で仕事をされているわけじゃなくて、どこかの企業に属して仕事をされている例が多いと思いますので、市町村にとったらその企業と契約をして技術者派遣ということになりますので、その企業に対して、いわゆるマル適マークというわけではないんですけども、そういうものとしての認証制度を作るといようなイメージでこの3段階の枠組みを考えているところであります。

前回の緊急提言はこの①についてでありましたけども、今回、②、③という形で新しい枠組みを作ったらどうかということを書かせていただいております。

【小澤委員】 これは誰がやるのでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 そちら辺はまた行政の方で検討したいと思っております。

【家田委員長】 小澤先生、いかがですか。

【小澤委員】 ちょっとイメージがしにくいというか、これを順番に例えば国交省のような組織が認定を、あるいは登録をしていくということですか。例えば、今、建設業については許可制度を取っていますけども、関連業についてはコンサルタント、あるいは地質調査業については企業の登録制度をやられているというふうに理解しています。

ただ、実態それがどれぐらい使われているかという、必ずしも地方公共団体で十分に活用されているという状況ではなくて、それよりも実態の方が先で、実際に仕事をしていただいで、良い仕事をしていただければ、また次にもお願いしたいという実績がそれぞれ発注者の中で貯まっていくので、そういう経験をベースに、実際にはコンサルタントであるとか地質調査業の活用というのは動いているというふうに理解しているのですが、そこを国が代わりに、この企業は良い企業だということを、お墨付きを出して、地方で使っていただいではどうですかということ、そういう仕組みを作っていこうと、そういうふう

に理解していいですか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 そうですね。市町村に対する技術者派遣の仕組みというのはたぶん新しい制度ですので、スタートダッシュをするにあたって、やっぱりこういうところは良いですよということはたぶん何らかの形で示してあげることがあると思っていますし、それが上手く回り始めれば、先生おっしゃるとおりの仕組みでいくのではないかなと思っています。

あと、これを評価する仕組みを行政側が行うのか、それとも、これはまだ事務局の中でも全然相談できておりませんが、ISOみたいに外の認証機関が行うのか、ちょっとその辺はまだ何とも、我々もまだ今から少し議論したいというふうに考えているところでして、今のところ、行政としてこうやりたいというところの案が具体的にあるわけではございません。

【小澤委員】 すべきというのは非常に強い書き方なので、もう少し具体的に中身がどういうもので、どういうふうに運用されて、どういうふうに市町村にとって受け入れられやすい仕組みになっているのかというところをもうちょっと議論してから書き込んだ方がいいのかなというふうに思った次第です。

ついでにもう1つ言わせていただくと、9ページの方に、一番上の段落のところ、先ほど工事瑕疵に関わる保険の話はご紹介いただいたのですが、確か前回議論になったのは工事保険のような保険のことでなくて、技術者個人がいろんな判断にミスがあった場合に、それを支える仕組みが必要になるのではないかと、そういう議論があったように記憶しているのですが、それについてはどこで受けていただいているのでしょうか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 民間保険会社の方にも確認をしましたが、設計業務とかについては、技術者のミスについては補填する制度は、保険はありましたが、それが維持管理の点検まで及ぶかどうかについてはちょっとよくわからないということでしたので、たぶんそういう範囲が広がっていくような環境整備というのをやっていくことが重要じゃないかなというふうに思います。

【小澤委員】 そういうのが重要だというのがこの「履行確認、瑕疵による損害を保証する環境の整備」というところに含まれていると理解していいのですか。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。

【小澤委員】 わかりました。

【家田委員長】 瑕疵というところを、もうちょっと何か言葉を変える余地があるっていうことですね。そういうポイント、ここは。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 瑕疵という言葉がいいのか、前回議論があったのはミスという言葉ですけども、言葉の方は再度吟味をさせて。

【家田委員長】 メンテナンスに関わる種々のトラブルとかだったら瑕疵も入ってくるしね。

【小澤委員】 瑕疵だけではないですが。

【家田委員長】 ほかのことも入ってくるのですね。とか、ちょっと検討の余地がありますね、ここの文字はね。文言。細かいところ、小澤先生に伺いながら、ちょうどいい文言にしたらどうですか。後ろ半分の話。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 はい。

【家田委員長】 前半の制度のところ、登録制度云々については、確かに具体を十分に検討することもあんまりしないままに、構築すべきであるとか非常に強い物言いになっているのだけど、この物言いを、小澤先生のご意見としては、も検討の余地があるとか、そういうことですか。

【小澤委員】 お考えになっている趣旨は理解できるので、どういうやり方が実際に活用する市町村側、それからそれを支援する国側、あるいはその中で実際に行動する民間側、そこに受け入れられやすい、かつ迅速に対応できる仕組みになるのかというところはいろいろ考えていただいた方がいいのではないかなど。こういうふうに決めてしまうのではなくて、というふうに思いました。

【家田委員長】 決めつけ過ぎだと。少し最後の動詞のところをいじるというぐらいでやっていきましようか。

どうぞ。

【木下委員】 7ページの後半から8ページにかけての部分はたぶん前回、私が意見を言いました10番とか11番辺りかと思います。それを反映してくれたのだと思います。

表現ぶりについては、今、小澤先生がおっしゃったように丁寧に書いた方がいいと思いますが、こういった技術者の経験をきっちりデータベースに登録しておくことは非常に重要なことで、ずっと私はこれやるべきと言い続けていたことです。

それを書いてくれているのは非常にありがたいと思っております。しっかりと書いておかないと、なかなか組織として動かないと思います。

技術者1人1人の経歴・実績をきっちりデータベースに残しておくとか、組織の評価などを、前向きに書いていただきたいと願っております。

【家田委員長】 今の点はよろしいですかね。

【小澤委員】 だとすると、木下先生が言われている趣旨はこのメンテナンスの点検とか診断とかっていうところに限った話ではなくて、建設事業に関わる土木技術者であるとか建設技術者の経験なりいろんなノウハウをデータベースという形で構築して、それを活用する仕組みを作っていこうという話なので、点検・診断のところ、この中に入れてしまうと、その範囲で捉えて私はしまったのですけど。

それは極端なことを言うと、民間だけではなくて、たぶん木下先生の趣旨から言うと、発注者側の点検・診断に関わるような技術者についてもそういう経験をちゃんと登録できる、その技術レベルがちゃんと記録に残るような仕組みをちゃんと考えた方がいいということ言われているのではないかというふうに思うのですが。

何かここへ入ると、メンテナンスの、しかも点検・診断のところ、あるいはそれに関わ

る仕事のところの登録制度と。しかも、それを後押しするための制度というふうに見えるので、私はちょっと誤解したのですけど。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 同じことを2回になってしまうのかわからないのですが、要は市町村に技術者に派遣をする制度というのは今ないというところで、やっぱりこれを最初に上手く立ち上げて回していくということにおいては、建設業一般という議論もあるかもわからないのですけども、まずは維持管理のメンテナンスサイクルが回るように、この分野について先にやりたいというのが、この分野についてはやるべき必要があるということを書かせていただいているつもりではあるのですけども。

【家田委員長】 趣旨としては、とにかく市町村が何か仕事するとき、人がちゃんとしてなきゃできないよねと、それをぱっぱぱとできるようにしましょうということなので、しかも点検や判断のところは今困っているから、ここに書くのでしょうかね。

ただ、書くときに、目的はそのとおりで、誰も異論のないところなのだけど、その答えとしての制度がここに書いてあるようなものとなるかどうかは人によってちょっと意見の幅があるってことだろうから。というような趣旨を踏まえつつ、どのような制度が一番いいかはたぶんこの後、パブリックコメントなんかも入っている中で、最後にモディファイすると思うのですよね。

だから、このすべきである的なところ、もちろんポジティブには書きますけど、決めつけじゃないようなふうにはするってことでとりあえずいかがでしょうかね。木下先生、よろしいですか。じゃあ、そんな方向でこのところは若干の文言修正ということにしましょう。

ほかにはいかがですか。どうぞ、横田先生。

【横田委員】 今の話に関係あるような関係ないような。次のテーマで情報の共有化とか見える化っていうのがあって、それに関係あるかもしれないのだけれども、いろんな維持管理の管理者と話をしていると、一番悩みどころは判断のところなのですよね。これって、あるデータで、これで本当に大丈夫なのかどうか保証する必要があるところ。それも今やるのか、何年ぐらい。

そこら辺を、ただ、人を派遣してノウハウをやりましょうと、これはこのシステムとしてはいいのですけれども、例えばそういうナレッジデータベースのようなものが別途あるとすると、それを見に行くことによって、ひょっとしたらアドバイザーで人を雇わなくてもある部分解決できるようなところもたくさんあるような気がするのですよね。

ですから、そういう市町村レベルでもそういうナレッジデータベースのようなものに簡単にアクセスできるような。今すぐそういうデータベースはないにしても、せっかくいろんな人がやっているんなことやるのだから、その結果をきちんと何かに残して、それをいろんな人がアクセスできるようにすれば、だいぶエキスパートを派遣するのに代わるような仕組みができるのではないかなと。そういう観点はどうでしょうか。

【家田委員長】 ありがとうございます。たぶん、そういうのは全部新たな技術開発等に

入っているということで、前のレポートのときになりますけども、点検のスピーディで合理的な技術開発、それから診断と判断の上手にできる技術開発、それをシステムティックにプランニングする技術開発とかね。あるいは、修繕や維持の方法の工法に関する技術開発は言っているのですよね。

【横田委員】 技術開発のデータベースなのですけど。

【家田委員長】 それも技術開発のうちというようなことで前のレポートに入っているの、それこそ、そういうところこそ大いにここに入ってくるものだと思います。

同時に、また、すぐにできているわけじゃないから。

【横田委員】 できてないのですよね

【家田委員長】 今回のものがすぐにも効くようなところでまずは答えを出すというところがあるので、そこが人と、それから体制と、それを技術力で担保するための制度というようなことになっているとご理解いただければと思います。よろしいですか。

【横田委員】 ええ。それはそうなのですが、せっかく国とか都道府県が人を派遣してやるのだから、少なくともそのくらいは将来の世に残しておけばいいかなと思いました。

【家田委員長】 そういうご意見だということですね。

それじゃあ、だいたい意見が出たところだと思いますので、こんな、だいたい最後のところ、少し幾つか直すところありますけども、次のもう1つ話題がありますので、予定時間過ぎていたので、この辺にさせていただこうと思います。

じゃあ、パブリックコメント用のレポートは今日出たご意見を踏まえて、ちょっと修正がございますけども、それで進めていくということでよろしいですか。

【福岡委員】 「終わりに」のところを、今のようなご意見、少し上手にまとめていただければ。

【家田委員長】 何か入れればいいですね。

【福岡委員】 はい。やっぱり委員の中にもいろいろ思いがあるので。

【家田委員長】 もう思いのある人ばかりいますからね、ここに。思いの塊の意味でも。

【福岡委員】 そうということで、よろしく願います。

【家田委員長】 「終わりに」が10ページぐらいになりそうだけど。どうもありがとうございました。

それじゃあ、先行きましょう。それじゃあ、続けて、今度は見える化と共有化の話題でございます。どうかよろしく願います。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 資料でございますが、資料3で、A3、1枚紙で、情報の共有化、見える化のとりまとめというか施策のイメージの方を作らせていただいていますので、こちらを見ながら、別途、参考の4の方で別途、個別の資料を作っておりますので、この両方を使いながら説明をさせていただければと思います。

まず、施策ですけども、情報の見える化につきまして、上の方ですけども、「情報の見える化」については、国民や地域住民への情報公開、理解促進のために必要な施策を推進し、



住民行動への進展を期待するという。「情報の共有化」については、メンテナンスサイクルの確実な実施、研究・技術開発の促進のために必要な施策を推進し、データの活用を図るという形でまとめさせていただいております。

具体的なそれで中身でございますが、大きく4つの項目に分けさせていただいております。一番下の四角がデータベース化。上の真ん中の左が情報の見える化という形で、国民・地域住民向け。真ん中が情報の共有化という形で、地方公共団体向けと民間、大学、研究機関向けという形で、主に主体別に対応の方を分けさせていただいております。

まず、上から説明したかったのですが、たぶん下から説明した方がいいと思いますので、データベース化の方から、こういう施策が考えられるのではないかと紹介させていただきまして、幾つかご意見いただければと思います。

お手元の参考の方でございますが、ページが飛びますが、13ページ目になります。まず、データベース化ですけれども、点検作業が今後かなり進んで参ります。これをデータベース化する必要があるという形で、①データベースの入力様式の標準化・自動化ということを進めて、間違いがない、品質の良いデータを簡単に集めようということの取組をする必要があるという形でございます。

資料の方はデータの自動入力システムで既に先行している事例ですけれども、ちょっと対象は違いますけれども、生き物データの入力システムで、こういう形で標準的にデータが入って、かつエラーがないかどうか自動チェックできるような形での入力システムみたいなものを構築していきましょうということ。

続きまして、社会資本情報の集約化・電子化という形で、ページは飛びますが、15ページ目、16ページ目ですけれども、得られたデータについて、データベースに集約して二次利用可能な形で電子化していきましょうという取組で、少し河川の方はモデルケースとしてやっているものですが、道路、港湾につきましても、全国データベースを作っていくような動きがあるということでございます。

その上で、さらに各法定台帳というものがございまして、こういう施設台帳におきましても、点検の結果をこれに追加していくということですが、こちらにつきましては、現時点で多くの施設台帳については、施設台帳がない場合あり、まだ電子化されていないとかの問題がありますので、少しこちらの方はいろんな課題はありますけれども、最終的にはこういうことを目指していくべきだろうというふうに考えてございます。

戻っていきまして、これらデータベースはできるのですが、これらのデータベースの活用を図るために、社会資本情報プラットフォームというものの構築を進めてございます。お手元の資料で言うと11ページ目でございますけれども、維持管理に係るデータ情報が集まってくるけれども、これとほかの、例えばハザードマップの情報ですとか、モニタリング情報ですとか、そういったほかのデータベースを横串化できるような仕組みを作りまして、この中でいろんなものについて集計をして、横並びで閲覧して、データを加工していくというようなプラットフォームを作ったらどうかということでございます。例え

ば維持管理で言いますと、維持管理に係る、例えばある統計データのものを加工していくようなことがこの中で考えられるというふうに考えてございます。

これがいわゆる情報の見える化、情報の共有化を支える基礎的な骨格みたいなところでございまして、具体的にこれを各主体別にどういうふうに展開していくかというのが次の上の情報の見える化、情報の共有化の四角になります。

資料は戻っていきますけども、まず2ページ目でございます。地域住民・国民に対しては、期待される効果といたしましては、満足度の向上、あとは施設の統廃合だとか維持管理費用の更新にかかる合意形成だとか、適正利用を行っていただく、あとは自ら行動するということですが、こういうものに対して進めていく施策といたしまして、資料の方の2ページ目ですけども、健全度ですとか安全度ですとか、こういうのをわかりやすい形で公表しようという形で、例えば地図上にこういう形で、信号じゃございませんけども青から赤まで健全性を簡単にモデル化したもので、ここの施設はこういう状況ですよということが各地域でわかるように。

かつ、これを1つクリックしますと、例えば4ページ目でございますけども、これは道路の方の点検要領の方の点検の記録様式でございますけども、こういうようなカルテが各施設に見られるような形で、住民に分かりやすくデータを公表していくということ。

さらには、施設の3ページ目でございますが、維持管理情報のポータルサイトみたいなものを開設して、各情報にこれが飛んでいくようにするというようなことを進めてはどうかということでございます。

あと、資料の方の5ページ目でございますけども、住民の方々と、全てではないと思いますが、幾つか共同に点検を実施することによって、住民の方々のモチベーションですとか、維持管理に係る活動への参加を期待するという形のことができないかと考えております。こちら、資料に付けていますのは河川の方で、こちら、河川空間の方の安全性ですとか親しみやすさを共同点検している事例でございますけども、こういうふうなイメージのものかなというふうに考えております。

こういう形で、国民向け、地域住民向けの情報の見える化ということでやっていったらどうかということの提案でございます。

引き続きまして、情報の共有化でございます。まず、国・地方公共団体向けですけども、やはり確実なメンテナンスサイクルを回していくという意味におきましても、国と都道府県、市町村がそれぞれ情報を共有して、それぞれが自己診断をして、達成目標を決めて、メンテナンスサイクルを回していくことが重要というふうに考えております。

そういう中で、最初に情報の階層化をしっかりして、国が持つべき情報は何かという意味において、しっかりそれを国は収集するし、また、施設管理者が持つべき情報は何かということをしっかりレベル分けをして情報を持てればというふうに考えてございます。

資料のナンバーで言うと7ページ目でございますけども、左の方でレベル化のイメージを付けておりますけども、右の方で実際こういう形で活用することを考えておりますけど

も、例えば営繕の方ですと、今、庁舎の方の点検率みたいなものをしっかり集めてデータ化してございますし、これは少しアメリカの連邦道路庁の取組ですけれども、これは橋梁につきまして、構造的欠陥があるものだとか、機能化、陳腐化したもののデータを示しておりますけれども、こういうものをしっかり国としても把握をして見ていくべきだという形が①の情報の階層化のイメージでございます。

さらに、これの進捗状況ですとか管理指標を工夫していきましょうという形で、先ほどの右側でございますけれども、こういう代表的な指標について、ちゃんと整理をして、地方公共団体別に進捗状況がわかるような形で公表して、それぞれの自己診断ですとか達成目標の設定に使っていただきたいということでございます。

あと、最新の技術関連情報の公表ということですが、各技術基準ですとかいろんなものが変化する中で、そういうものについては最新のものを必ずストックしておいて、③でございますけれども、ページで言うと8ページでございますが、こういうものについて、しっかり一覧性を持って公表していきましょうという取組を進めようということでございます。

併せて、④でございますが、メンテナンス会議、道路では作られておりますけれども、こういうものを各分野でも活用していく中で情報のデータの共有化を図っていきましょうということができないかという形で、こういう手段をもって国と地方公共団体の中で情報の共有化を図っていきましょうというような取組をしてはどうかということを考えてございます。

次に、民間企業・大学、研究機関との情報の共有化でございますけれども、これはなかなか全て国が持っている情報を一度に共有化していくと、情報を公開していくというのもマンパワーの問題ですとかいろんな問題がございますので、まずはやはり技術開発と連携したデータの公開を進めるべきであろうという形で、インフラに関する研究・技術開発等に有用なデータをまずは公開してはどうかということでございます。

ページで言うと10ページ目の方に、これは河川の方で先日公開した情報でございますけれども、河川堤防の詳細点検に関する情報という形で、国総研のホームページの方で公開しておりますけれども、こういう形で、ある意味、生データに近いものとその点検として評価した結果、下にありますけれども、こういうものを公開していくことでどうかと思っております。

このデータの公開につきまして、やはり河川堤防に関する研究を進めてほしいという意味合いもあってこういうふうな公開に至ったというふうになってございますけれども、そういうふうな技術開発と連携したデータの公開みたいなことを進めていってはどうかということと、あと、相談窓口につきましても設置してはどうかというふうなことを考えております。

これの効果といたしまして、真ん中の四角ですけれども、国、地方それぞれで技術開発が進む、維持管理の方が確実にメンテナンスサイクルを回していくというようなことが期待

できるのではないかという形で、全体、こういうような施策のイメージで情報の共有化、見える化についてはとりまとめを実施していきたいというふうに考えております。

何か、まだ初回ですので、いろいろとご意見をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

【家田委員長】 ありがとうございます。この資料3と、それからさっきの参考資料を参照しながらご議論いただきたいと思います。要は、先ほど横田先生からもありましたように、データベース化と。要するに、データはあるのだけど、あるいはないのだけど、データをあるようにして、しかもそれを「使える化」することがデータベース化ですよ。それの上行って、今度は共有化。それによって、いろんなところが共有して使って連携をしてくださいねという面と、それから左側は「見える化」しましょうねって国民対策ですね。

こういう作りになっているのですが、今、事務局からもありましたように、何しろ初回ですので、どういう切り口でも結構ですし、どちらかというの間口を広げていただくようなご議論が一番ありがたいと思いますので、どうぞ順位発言いただきたいと思います。

どうぞ、梶浦さんから。

【梶浦委員】 すみません。ちょっと広めにと座長に言っていただきましたので、そのような話をしたいと思います。データベース化は結構なことであり、公表というのも結構なことですし、住民に対しての云々というのも、これも書いてあること自身に資料3含めて異論はありません。

一番下に、テロ、犯罪等を誘発する可能性のある情報など公表できない可能性あり、とあります。これがたぶん大変大きなお話でして、いつも、この業界だけではなくてオープンデータの会議のときにも私は必ず申し上げるのですが、あまねくオープンなもの、そうではないセミオープンデータみたいなものがやっぱりどの業界にも必要なのかなと思います。

参考資料の方には、最後の部分にアメリカ政府の取組が書いてありまして、河川とか堤防等の情報は公開されない。これは要するに水利を使ったテロに関するものだと思うのですが、日本の場合も全く同じでございます。公開をするだけではなくて、情報の階層化と書いてあるの、一瞬、私、勘違いしまして、実は誰が集めるかとか誰が持つべきか、というのではなくて、誰が見ることができるかっていうレベル分けかと思ったら違っていたのですね。

アクセス制限という意味でのレベル分けが私はどうしても必要だろうなというふうに思っています。そういうことをしなせんと、公開できる情報、あるいはこれ、データベースそのものは官から民への一方向だけのオープンデータではないと思っていて、民からデータベースへ入ってくるものも重要です。業界団体の方がデータたくさん持っているっていうケースもありますから。それが入ってくるから、あるいは住民参加と言われるのであれば、住民が、これ、極端な例ですけどSNSにつぶやいた「堤防にひび入っている」みたいな、ものも含めて得られる情報もあるわけで、双方向のデータベースの構築と、それか

らそのデータのレベルによってアクセス制限をかけることということが私は絶対必要かなと思っております。それでこそ初めて有効なデータベースが徐々にですけど構築されていくと思っています。

その関係で、ついでに申し上げますと、先ほど業者の登録みたいなお話があったのですが、それは決してエンジニアリングの能力だけではなくて、情報セキュリティ、サイバーセキュリティの意味での登録もその場合は必要になってきます。例えばある種の第一種コンストラクションレベルのセキュリティデータを見ることができる会社さんであれば、それはこれだけのサイバーセキュリティの要件を整えているべきだよ、という別の資格が出てくるわけです。

以前個人の資格に関する議論ときにもちょっと申し上げたかもしれないのですが、新しい業務という意味で言えば、まさにこういうもののデータベースの運用です。サイバーセキュリティを含めてデータのリフレッシュメントとか、あるいは廃棄の仕方とか、アクセス制限とか、あるいは突然やってくる新しいセキュリティに対する脅威に対してのいかに早く対応できるかという、そういうようなオペレーションができる技術者というのもこの場合は絶対必要になってくるわけですし、そういう資格をどう考えるのかというのも重要です。今まで3つの件（資格制度、地方公共団体支援、情報共有）に関して勉強させていただきましたけども、ここで言えば、その3つがすべて絡み合った状態が出てくるのかなと思います。

ちょっと大きな話をということでしたので、今日のところはそういう印象を持ったということだけ申し上げておきます。

**【家田委員長】** ありがとうございます。続けてご発言ください。いかがでしょうか。どうぞ。

**【木下委員】** データベース化をどんどん進めていただきたいと思いますが、データベース化するときに、各作成主体がバラバラにやるとなかなか共有化できないという問題があるので、標準化が必要だと思うのですよね。

ご存じだと思いますけど、J A C I Cの社会基盤情報標準化委員会の下にCOBieっていう。COBieっていうのはアメリカの建築のメンテナンスのための情報データベースを標準化したものがあって、それをどの部分に広げるかということをJ A C I Cが標準化委員会の中の小委員会で検討しているので、そういうのはたぶん活用できるのではないかと思いますので、ぜひ標準化も併せて進めていただきたいなというふうに思います。

**【家田委員長】** ありがとうございます。加えてご発言いただきましょう。白井さん。

**【白井委員】** 今の標準化に重ねてなのですけど、今、国土交通省のデータベースは各局にあるのかなと。県においても各局ですよ。市町村はもしかすると人手不足だから各局になってないけれど、データベース化されてなくて、現実的には手で見ているみたいなところがあります。このデータベースを一体誰が使うのかというと国土交通省ですよ。

国土交通省はデータ収集が基本になるわけです。

そうすると、一番入れてほしいやり方のフォーマットを考えますよね。でも、それは自治体にとってはものすごい負担になってくるわけです。そのあたりのコンバータの仕組みなどを、データベースを作るときに最初に考えることができないのかしらというのが、私が長年感じていることなのです。

入力作業などの仕事が増えると、本来やるべきことができなくなるわけですよね。こういうデータベースを作るとき、ある程度事前にわかっていることですから、自治体にできるだけ負荷をかけない方法を考えていただければなと、思います。

【家田委員長】 本当ですね。ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

【梶浦委員】 1点追加で。

【家田委員長】 どうぞ、お願いします。

【梶浦委員】 今、木下先生が標準化っていうことを言われたので、私も常々そういうことを申し上げておりますけれども、この場合のデータの標準化というのは、人間が見て共有できるレベルで止まっていたのでは効果が薄いと思います。

もうちょっとストレートに言うと、マシントゥマシーンで意味が通り会話ができる、あるいは横串を刺すとかいうことができるレベルの標準化まで持っていかないと、本当の効果は出ないと思います。以上です。

【家田委員長】 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

じゃあ、私からも幾つかあるのですがね。先ほどの中込市長さんのおっしゃったような意味で、国民・地域住民あるいは政治家の方々が日本のインフラの実情を理解しておくというのはインフラ行政の基本中の基本であると。それは個々にあそこの何とか橋の欄干が壊れているっていうレベルの問題じゃなくて、うちの県を総じて言えばとか、うちの市はトータルで見るとどうも平均値よりこれぐらいだなとか、どうも高齢化している橋が多いのだけど、それは少しその中でもへたっているのが多いねとか、そういうミクロなセキュリティ云々というやつじゃなくて、集計ある程度して、集計しているが故に実情がよく見えるというふうに「見える化」するものだと思うのですね。

それが体温のように、あるいは健康診断のように、人間ドックのように、日本中がわかるようにしておくということが基本だと思っております。そういう意味で、アメリカがインフラ通信簿というような名前で、相当荒っぽい手法ではありますけれども、そういうことをやるっていうのはそういう精神の表れで、日本には残念ながらそういう精神がなかったということにおいて、一步ここで大きく踏み出すべきだと思っております。これが1点です。

もう1点申し上げると、情報の共有化ということについて言うと、どういう範囲のものをなぜ共有化するメリットがあるのかっていうのは何かもうちょっと整理っていうのか、よく考えておく必要があるなと思います。なにせ、どんなものも労力がかかりますのでね。小さな橋にでっかい橋にも必要なような情報を入れる、って言われたって無駄ですからね、

とかね。例えばそういうことであって、そうすると、共有化するメリットは何なのか。

例えば、じゃあそのときに国と地方公共団体は書いてあるけども、じゃあNEXCOの高速道路に関する情報と一般国道、並行しているわけですけども、管理の状況なんかずいぶん違うと伺いますし、そういうものを共有化することでいろんなものが見えてくるっていう面もあるのだけど、そんな意味とも必ずしも取れないですよ。

あるいは、全然違う主体であるところの、じゃあ国道の管理の状況と並行している鉄道の、新幹線の管理の状況っていうのはどういうふうになっているのか、ってことを共有化すると見えてくるものがあるのだけども、それはまたちょっと違うレベルの問題かもしれないし、ちょっと共有化っていうところについて、ただ単に民間企業や大学が研究してくれそうだからいいねっていうこと以上のところを狙うのだとすれば、少し説得力のある根拠を探しておく必要があるなというふうに感じているところでございます。私の感想は以上です。

ほかにいかがでしょうか。小澤先生。

【小澤委員】 データベースという観点で言うと、今、メンテナンスの議論をしているので、維持管理に関わるデータを集めて、あるいは皆で共有してというふうになっておりますけど、本来データは新設のときから全部つながっていて、たぶん今まで作ってきた、今、CIMの議論もされているので、当然想定はされているとは思いますが、データベースをどう作るかと、その体系をもしこれから考えていただくことになるのであれば、新設のときに扱っている、あるいは納めてもらっている設計情報、あるいは施工時のいろんな検査の情報、インフラそのものの生まれ育ちに関わる情報も本当はリンクして使えるようになっている方が。本当はそのためにメンテナンスの段階で改めて設計を作り直すとかいうことの、そういう手間のないような体系を考えていただけるといいなというふうに思います。

それから、あと、情報の見える化の方で、地域住民に発信するのに、先ほどのイメージだと、実際に点検したら、あるいは結果がわかったら随時更新されていくイメージを持ってしまいますけれど、でも、それってなかなか大変で、データを見せるにしても、どうやってそれを更新していくかと、そのシステムそのものをお守りするところが、先ほどもいろんなご意見、ご指摘がありましたけど、その辺を実際に動かすにあたってのこちらの体制とお金と、現実的にやり得るレベルをどうセットするのがいいのかというのをよく考えるのが大事なのかなと。

ですから、たぶん実質的には年に1回更新するぐらいのペースで情報が、見える化の方はですね、なるのかなと。だとすると、海外でやられているのはアニュアルレポートという形で情報が更新されておりますし、あるいは国内で箱物の方だと白書みたいな言われ方、取り扱われ方することもありますけど、何か実際に動かせるレベルというのもちょっと考えていただけるとありがたいなと思います。

【家田委員長】 どうぞ。

【白井委員】 住民との関係になりますと、やっぱり住民の人たちが好意でいろんな情報

を出してくれるわけですね。ここにを入れてくださればこういうことをちゃんと私たちウォッチしますよ、というふうにアナウンスすれば、当然のことながら好意でいろんな情報が入ってきます。ただ、それをちゃんと見て、チェックして、ありがとうと言ってあげない限り、もう皆さん1回で終わっちゃうのですよね。

要するに、ちゃんと自分たちが言ったことが役に立っているというフィードバックが欲しいわけです。それができるかできないかによって、そのあとの対応が相当変わってきますので、その仕組みだけはポータルサイトの中に、ちょっと別な形で運営できるように作っておかないと、全体の中に入れようとする、とてもきついのではないかなと思うのです。

また、住民の声を活かすということは、何かあったときにはそこを使えばいろいろなことが告知できるっていうメリットもありますので、デメリットばかり考えずに、どうメリットとして活かすかという形で検討した方がいいのではないかなと思いました。

【家田委員長】 ありがとうございます。

福岡先生。

【福岡委員】 福岡ですが、乱暴な言い方で申し訳ありませんが、私はデータを使う側で、いつもいろいろデータを使わせてもらいました。これはこうすればもっといいのだとか、こういうふうにしてあげればいいなと思うのですが、そういうことを反省しつつ、今申し上げたいのは、実はもう既に第1ステージ、第2ステージで、メンテナンスについていろんな大事なことが議論されて来ました。資格制度が議論されて、今日またメンテナンス体制の確立が議論されました。

データを集めるというのは是非にやるべきだから、これはやってほしいのですが、維持管理に関しては、今、既に動こうとしている、今日の資料3も含めて、民間も含めて維持管理に関してこうした方がいいよとか、もっと具体像をイメージしないと、実用化のために、こういうデータあった方がいい、ああいうデータがあった方がいいということになり過ぎていないかと思えます。

まず最低限必要なのは施設台帳で、現状のデータについては台帳にこういうのが収められている。台帳からこういうことがわかりますというのがまず必要で、そういうのがないと、市町村も国も、それから民間も具体的に実行するときに問題が出ると思えます。

ですから、言い方は悪いですけど、台帳も用意されてないのに、総意でデータの見える化について、すぐこういうものでなきゃならないっていうふうに決めちゃうことがすごく無理があるなと私は思っています。すなわち、市町村も含めて、台帳を充実させていくこと、維持管理の仕組みを作って進めていくことを考えてもらわないと、見える化を先行して議論していいのだろうかという思いがあります。

私は、東京都と一緒に河川と下水道の問題を検討していますが、一番役立ったのは、下水道の充実した台帳でした。どこにどのような下水管があって、河川の関係はどうなっているか、よくわかるように整備されていました。それさえあれば、議論がいき、い



ろんな仕組みを考えてみたり、どういうことをやらなきゃならないか、下水道と河川で一緒にやるべきことは何かも含めて、わかってくるわけですよ。

ですが、初めから大袈裟にデータの見える化、共有化の議論を広げ過ぎるのはいかがかなと思っています。

【家田委員長】 どうもありがとうございます。

まだご発言いただいてない井手先生、甲斐先生、一言ずつちょっといただいて、それで事務局にお答えいただこうと思います。

【井手委員】 機会をいただいてありがとうございます。すみません。声が出ないので。

これから作られるということで、非常に気になる。実際にどの程度のものがどのぐらいに運用できるかということが、皆さんご発言のように、とても大変だなということで考えています。

今回の資料でお願いしたいのは、参考資料の14ページに、現時点でどのようなことが行われているかという構築の状況という資料があるのですが、特にこの中で運用について、それぞれどの程度、例えば公開の状況とか、どんなふうにも、誰がどんなことに使っているかということをもう少しわかるような、今、一番議論で問題になっている運用の部分に関する実施状況というのをもうちょっと詳細に次回にいただきたいなということがあります。

私は割と悲観的なことなのですが、情報の見える化で、やはりあんまり逆に見せ過ぎてよくないデータというのもあると思うので、年に1回というお話もありましたが、あまりに全て細かい情報を住民に個別に見せることにどんな意味があるのだったということもあるので、やはりそこは手間とのバランスということもありますが、住民が欲しい、ある程度のまとめた目的として、例えば合意形成で地域の理解、安心感とかっていうことであれば、どのぐらいのレベルのものであれば十分ということがわかると思うので、そこはアクセス権だったり、階層分けということになると思いますので、そこはもう少し丁寧な議論が必要かなと思いました。

【家田委員長】 ありがとうございます。

甲斐先生。

【甲斐委員】 すみません。私もちょっと今日は声が出ないんですけど。

データベース、運用にすごく手間がかかるので、やっぱりサステイナブルというか、そういうものでないといけないのかなというのは私も思いました。あとはだいたい出尽くしているかなって感じですね。

【家田委員長】 ありがとうございます。以上、だいたいご意見出たところだと思いますので、最後、一言だけ付け加えて、事務局にまとめてお答えいただこうと思いますけど。

なにしろ、うちだけじゃなくて隣の国もそうなのですけども、ものがぶっ壊れて人が死なないと人が関心を持たない。土砂崩れが起こってたくさん人が死なないと大事なことと思ってもらえない。情けないですよ。そんなことじゃ先進国とは言えない。

やっぱり予算を付ける立場の議員の先生方とか社会のリーダーが、生活によって立つと

ころのインフラの健康というのに、やっぱり我がこととしてそれなりに気を遣って、いや、こんなことじゃいけないから、ちゃんと付けようねということをやっていくということが望ましい世界ですよ。

アメリカで、これは徳山さんが一番得意な話題なのですけども、A m e r i c a i n R u i n s のときにぼこぼこ橋が落ちたりして、それからここにもありますようなインフラ通信簿をやったりして、常に国民に、あるいは政治家たちに、いや、インフラここまズいですよ、これじゃまずいですよと、こういう運動をする。それによって、インフラに関する維持管理費も含めて大幅に予算は上がってきているのですね、現在までね。

そういうことの、我々がどちらの方向にこれから向いていくのかっていうところの試金石となるのがある種見える化じゃないかと思えますし、そうなるようなものに向けて、今できることと遠い将来までかかることとズいぶん差がありますけども、何らか理念を出しつつ、できることからやっていくということじゃないかと思っているところでございます。意見をちょっと申し上げました。

それじゃあ、まとめて事務局からお答えいただきたいと思えます。

【事務局 佐藤事業総括調整官】 非常にいろんなご意見をいただきましたので、個別に答えるというよりは、次回の時に少しいただいたご意見を踏まえて、これをこう整理しますというふうな方針で示させていただければと思えます。今日は本当にありがとうございます。

【家田委員長】 どうもありがとうございました。時間が来てしまいましたので、まだ言い足りないところもあろうかと思えますけど、もしあれば事務局に言っていただければと思えます。

それじゃあ、予定した話題は以上かと思えますので、その他の話題がありましたらお願いしたいと思います。いかがですか。ないですか。

委員の皆さんからは何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。それじゃあ、私の司会を事務局にお戻いたします。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】 大変ありがとうございました。

お手元の資料につきましては、後日お届けするという事でよろしければ郵送いたしますので、その場合、お名前をご記入の上、机の上に資料を置いたままお帰りいただければと思えます。

なお、本日の議事録につきましては、後日、事務局より各委員への確認を行った後、ホームページに掲載をさせていただきますのでご了承をお願いします。

それでは、最後に技術総括審議官よりご挨拶を申し上げます。

【森技術総括審議官】 技術総括審議官の森でございます。

4月から始まりました第2期の検討、4つの課題、いずれも非常に難しい課題でございますが、委員の先生の大変精力的なご議論のおかげをもちまして、何とか5合目まで達することができました。

いろいろと先生方のご意見の中にもありましたけれども、本日、とりまとめをいただきました体制の整備の件については、国としてやるべきことはきちっとやっていかなくてはいけないのですけれども、最大の責務というのは、やはり多くの社会インフラの管理者である市町村、ここの自助、共助、これをどうやって促していくかと、こういう環境整備をどうやっていくかということだと思います。

その一方で、人員、技術力が非常に劣っている市町村が多い中で、家田先生もおっしゃっておいりました、民間の活力を活用していくということ。これは、今日の提言の中にもございましたとおり、維持管理を軸にした産業の活性化だとか、あるいは別途、今、モニタリング技術だとかロボット技術を活用した技術開発をいろいろやっておりますが、新しい異分野の参入で新しい産業を創生していくとか、あるいは、今回お話がありました、いわゆる市町村の住民の参加、住民の方々の理解のもとにインフラ整備をやっていくという、こういった視点が非常に重要だと思っております。

そういった意味では、今日から議論の始まりました情報の共有化、見える化についても、これらを促す意味で非常に重要な課題だというふうに考えております。今後とも引き続き熱心なご議論をよろしくお願いしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

**【事務局 山内公共事業企画調整課長】** 以上をもちまして、第15回社会資本メンテナンス戦略小委員会を閉会させていただきます。本日は熱心なご議論、誠にありがとうございました。

——了——